

## 第3次改正法に基づく株式買取りの概要について

本改正法に基づく当機構による株式買取りの概要を以下の通りご案内させていただきます。

### 1.改正法の主な変更点

	改正前	改正後
買取期限	平成18年9月末	平成24年3月末
機構の解散事由	平成29年3月末の経過	平成34年3月末の経過
政府保証額	2兆円	20兆円
買取形態	ア.会員(銀行等)からの株式買取り 会員から先行して株式を買取り	同左(変更なし)
	イ.特定発行会社からの株式買取り 会員からの株式買取り後、当該株式の発行会社(特定発行会社)から当該会員株式を買取り	同左(変更なし)
	(新設)	ウ.発行会社(事業法人等)からの株式買取り 発行会社から先行して会員株式を買取り
	(新設)	エ.特定会員からの株式買取り 発行会社からの株式買取り後、当該株式の発行会員(特定会員)から当該発行会社株式を買取り

(注) ・「会員」とは、当機構の会員。別途掲載する「会員名簿」をご参照願います。  
 ・上記ウ.の発行会社は、当該発行会社が総株主の議決権の過半数を保有する子会社も含まれます。

### 2.買取株式の主な要件

	対象となる買取形態	要件
上場区分	上記ア、イ、ウ、エ	金融商品取引所に上場されている株式
格付の付与		1つ以上の指定格付機関により長期の債務を履行する能力について、「BBB-相当以上」の格付が付与されていること。
買取上限株式数		買取申込日の6ヶ月前の日から買取申込日まで継続保有していた株式数のうち、当該6ヶ月間における最少保有株式数。
機構宛買取請求	上記イ、エ	会員あるいは発行会社が、機構宛に買取申込みをする際に、特定発行会社あるいは特定会員が保有する株式の買取請求を行っていること。

(注) 機構は、株式買取りの申込みに対し、上記以外の要件を加えた買取可否の審査を実施します。その結果、買取不可となる場合もございますので、予めご留意願います。

本件に関するお問い合わせ先：運営企画室(広報) TEL:03-3553-1761